

現年
県単事業 平成 20 年度 道路環境整備事業

工事設計書

工事番号 道環 第 0-0-3 号

河川路線名等 (主) 三木三田線
工事名 (主) 加古川三田線
植樹維持管理工事

工事箇所 三木市本町

工 種 県単独道路環境整備



起工何兼工事設計書

本庁			県民局							工事業務課			起案 決定	年	月	日	
課長	係長	審査	局長	副局長	県土整備部長	所長	副所長	課長	精算・審査	設計	副所長	課長	担当	起工番号 第			

現年 県単事業 平成 20 年度 道路環境整備事業

工事番号	道環 第 0-0-3 号			工 事 概 要					
工 事 費				延長 L =	770.00	幅員 W =			
	実 施 (前回変更) 円	今回変更 円	増 減 額 円	左 岸 L =		右 岸 L =			
設計額 [基準適用]				概 要 名			数 量	単 位	
請 負 額				樹木剪定			67.0	本	
				寄植剪定			750.0	㎡	
執行方法	委託	施工日数	70 日		抜根除草			750.0	㎡
		施工期限	年 月 日限り						

施行管理計画番号	枝番号

会計	
節	
契約方法	
契約理由	

工事費内訳書

頁0-0001

	費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							
道路維持							
植栽維持工							
樹木・芝生管理工							
樹木剪定							
高木せん定							
寄植剪定		67		本			施工 第0-0001号内訳表
寄植せん定 低木[株物]							
抜根除草		750		m ²			

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
抜根除草										
	750			m ²						
処分費 種類⇒[剪定枝・草]										
	1			式						施工 第0-0004号内訳表
直接工事費計										
共通仮設費計										
安全費										
交通誘導員										
				式						
交通誘導員A										
	25			人日						
交通誘導員B										
	50			人日						
共通仮設費率分										
				式						

工事費内訳書

	費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
純工事費計											
現場管理費											
工事原価計											
一般管理費等											
工事価格											
消費税相当額											
合 計											
工事価格計											
消費税相当額											

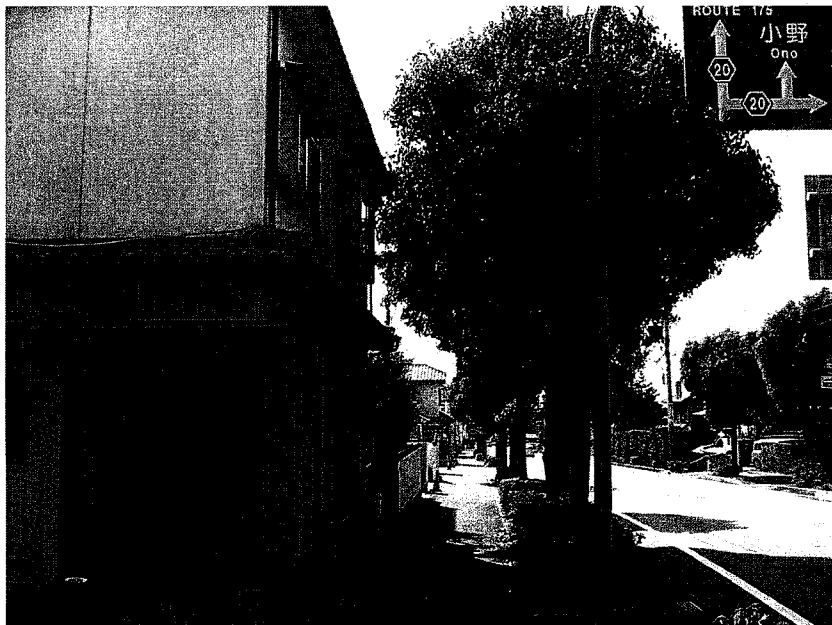
数量総括表

工事名	(主)三木三田線 植樹維持管理工事			事業区分	道路維持修繕(レベル0)	
				工事区分	道路維持(レベル1)	
工種(レベル2) 種別(レベル3) 細目(レベル4)	名称	規格	算式	数量	単位	摘要
植栽維持工						
樹木・芝生管理工						
樹木剪定						
	高木剪定	60~120cm	58 + 9 = 67.0	67	本	
	寄植剪定					
	寄植剪定	低木	108.9 + 646.8 = 755.7	750	m ²	
	抜根除草					
	抜根除草	植込み地	108.9 + 646.8 = 755.7	750	m ²	
	処分費		1	1	式	10t
交通誘導員						
	交通誘導員A		25	25	人日	
	交通誘導員B		50	50	人日	

状況写真



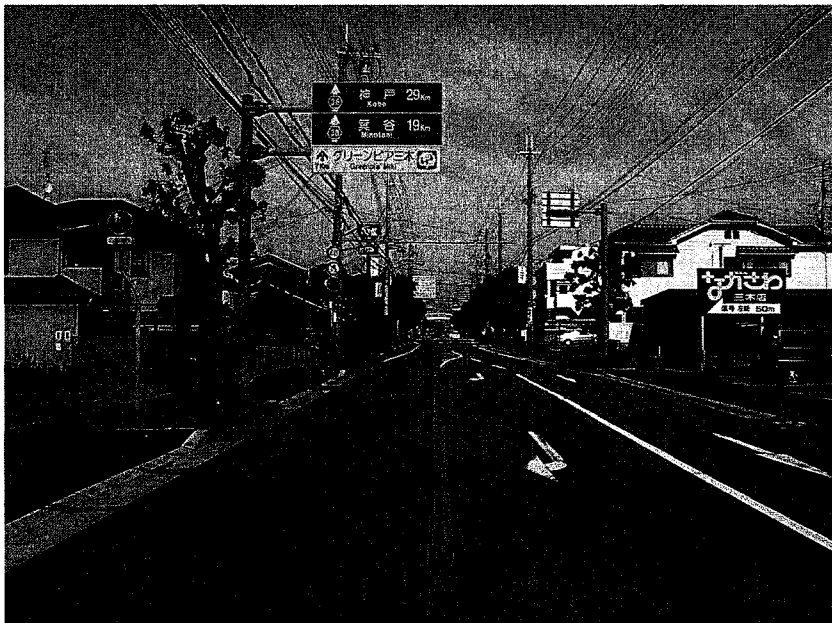
1



2



3



4

特記仕様書

第1条 この仕様書は、下記の工事の施工に適用する。

工 事 名 : (主)三木三田線 植樹維持管理工事

工 事 場 所 : 三木市本町

工 期 : 70日間

第2条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書(平成19年10月 兵庫県県土整備部)」「(以下「共通仕様書」という。)」 「土木請負工事必携(平成19年10月 兵庫県県土整備部)」「土木工事施工管理基準(平成19年10月兵庫県県土整備部)」「小型構造物標準図集(兵庫県県土整備部)」「透水性歩道舗装工事仕様書(案)(平成14年3月:兵庫県県土整備部)」「透水性歩道舗装実施要領(案)(平成16年4月:兵庫県県土整備部)」によるものとする。

第3条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

1. 設計図書の照査等

- 1) 本特記仕様書に記載する事項の内、共通仕様書に記載される事項と重複するものについては、本特記仕様書が優先するものとする。
- 2) 本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督員に確認できる資料を書面より提出するものとする。

2. 関係機関との調整

地区代表者・隣接土地所有者、その他関係者に工事着手前には十分な工事計画、方法等についての説明し理解を求め施工にあたっては、トラブルの発生がないように十分な配慮及び調整を行うこと。

3. 現場の管理について

- 1) 請負者は、現場代理人・監理技術者・主任技術者及び専門技術者並びに下請負業者の主任技術者に、工事現場内において工事名・工期・顔写真・所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

(名札の例)

監理(主任)技術者	
写 真 2cm×3cm 程 度	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社名 ◇◇建設株式会社
	印

注) 1. 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

2. 社印は所属会社の社印とする。

4. 施工について

- 1) 作業着手前に事前調査を行い箇所、繁茂状況、範囲、施工時期等を監督員と協議し指示を受けると共に、具体的な施工計画書を速やかに作成し提出すること。
- 2) 気象条件、環境条件等により街路樹を健全に保つために、契約内容以外の作業(灌水、病害虫駆除、施肥等)が必要と考えられる場合は、監督員と協議すること。
- 3) 週間工程表を月曜日の朝までに提出すること。(FAX可)
- 4) 作業日前日に監督員へ翌日の作業予定箇所を電話、FAX等で連絡すること。
- 5) 作業前に空き缶等を拾い処分すること。(分掛には空き缶等の障害物除去も含んでいる。)
- 6) 路面および側溝へ飛散した刈屑等は、速やかに撤去すること。
- 7) 抜根除草、寄植剪定作業と同時に街路樹の胴吹き、ヒコバエ、障害枝の除去を行うこと。
- 8) 道路区域の確認をし、明らかに民地と思われる箇所は施工の対象としない。また、トラブルが生じた時は請負者の責任において処理すること。
- 9) 自社施工を原則とし、作業内容については作業員に周知徹底を図ること。
- 10) 剪定枝の一部については、堆肥化を行い街路樹植栽にしようすること。

5. 投棄料について

- 1) 剪定枝の投棄場所、(株)福岡商事(加東市上鴨川北山の北)にて処理すること。

施設の名称	所在地
(株)福岡商事	加東市上鴨川北山の北

※上記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- 2) 投棄料については、伝票精算とし設計変更の対象とする。

6. 出来高管理について

- 1) 黒板に工事名、工事箇所及び年月日を記入し、写真撮影をすること。
- 2) 作業箇所ごとに「作業前」、「作業後」(検測を兼ねること)の写真撮影するものとし、前後が比較できるように取りまとめること。
- 3) 展開図
 - ・測点、交差点、橋梁等目印になるもの及び施工延長、施工幅を明示すること。
 - ・作業前、作業後の写真と展開図に同一番号を付し、整合させること。

7. 交通安全管理について

- 1) 交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せ結果又は条件変更等に伴い増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。

1名/日(A)	交通誘導員 A 25人	昼間	交代要員 無	工事实施日 25日間
2名/日(B)	交通誘導員 B 50人			

交通誘導員A: 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員。

交通誘導委員B:警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの
な、請負者は、交通誘導員Aを配置した場合、交通誘導警備検定合格証(写し)を監督員に提出するもの
とする。

2)交通誘導員の検認について

- ・「警備日報」は原本を提出すること。
- ・日数及び人数が確認できるように、作業日ごとに交通誘導中の全景写真(年月日入り)を撮影のこと。写真のないものについては認めない。

3)歩道作業について

歩行者の通行を最優先し、通学時間帯を避ける等、十分に配慮して作業すること。

8. 工事標示版の設置及び記載内容について

1) 工事標示板は、付近住民や現場での通行人等に対して工事の必要性や目的を理解していただくため、分かりやすく意匠の良いものを製作し設置すること。

工事標示板の記載内容については、「土木工事における標示板設置基準(昭和53年3月25日付、土検第234号土木部長通知)」によるほか、以下の内容を記載すること。

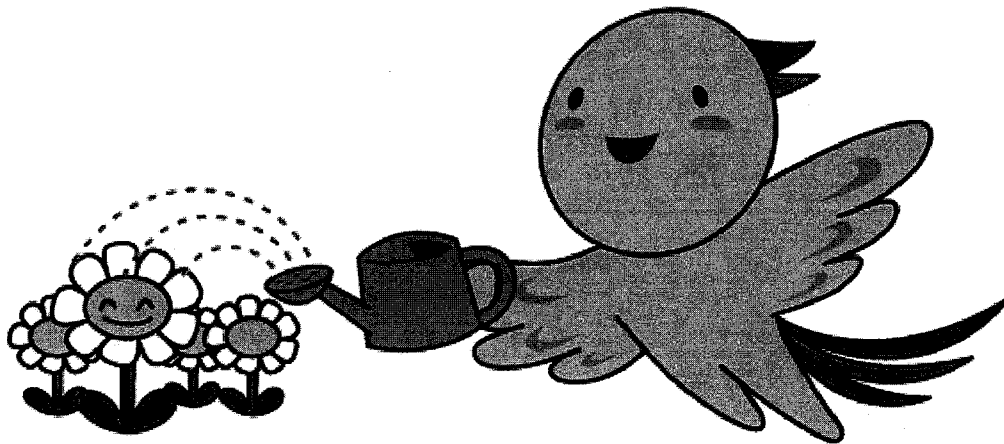
「工事目的

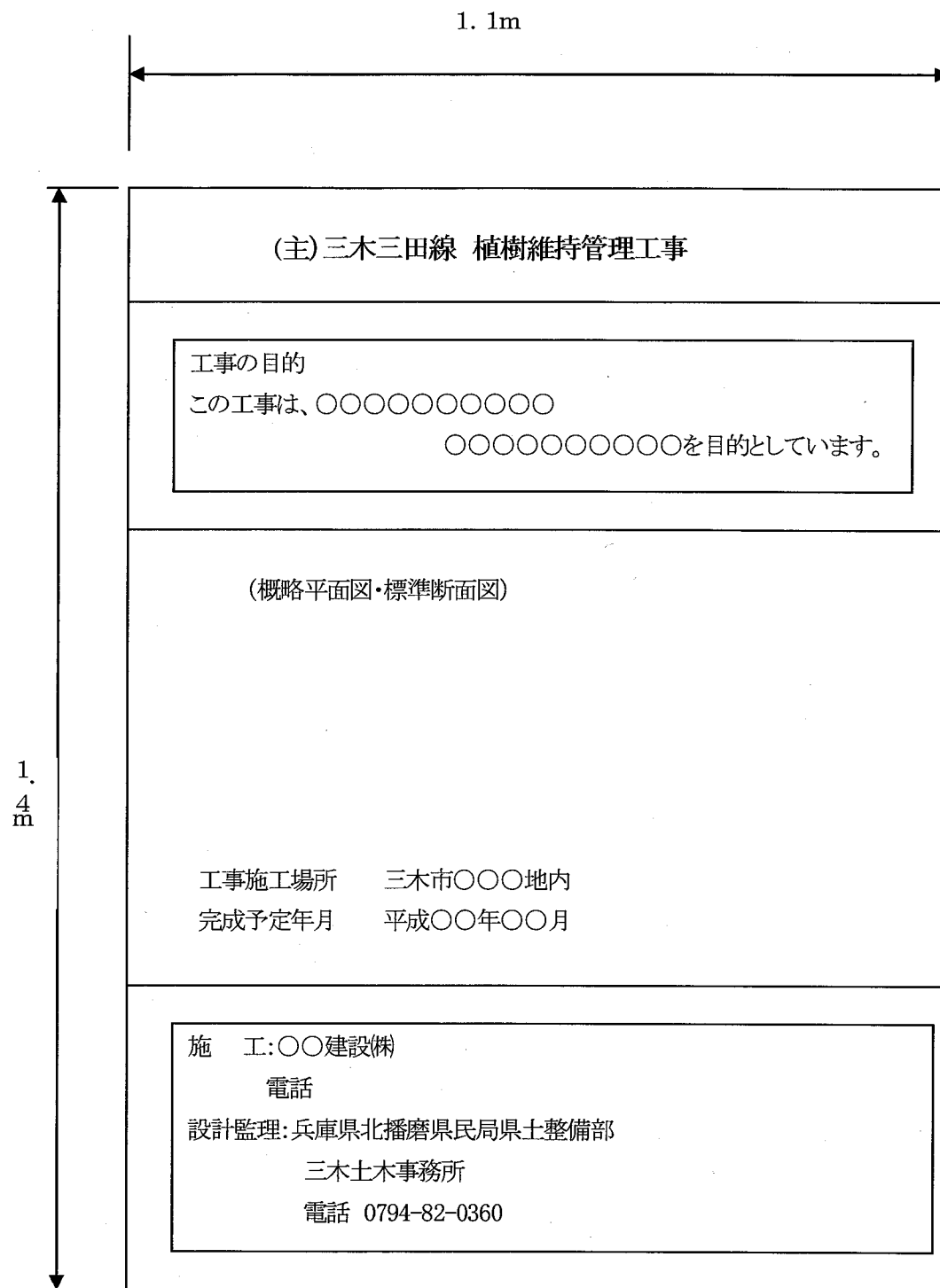
この工事は、・・・・・・を目的としています。」

なお、監督員と内容、設置位置等について事前に協議することとする。

2)花と緑あふれる美しい県土づくりシンボルマークについて

請負者は、工事期間中、花と緑あふれる美しい県土づくりシンボルマークを工事標示板に表示し、工事現場に設置しなければならない。





9. 安全・訓練等について

1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について工事着手後、原則として作業員全員の参加によって、1ヶ月あたり半日以上時間を割当、現場に即した安全訓練等を実施すること。

2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。

3) 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ又は工事報告(工事月報)に記録し報告すること。

10. 工期について

工期は土・日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇を含んでいる。

11. その他

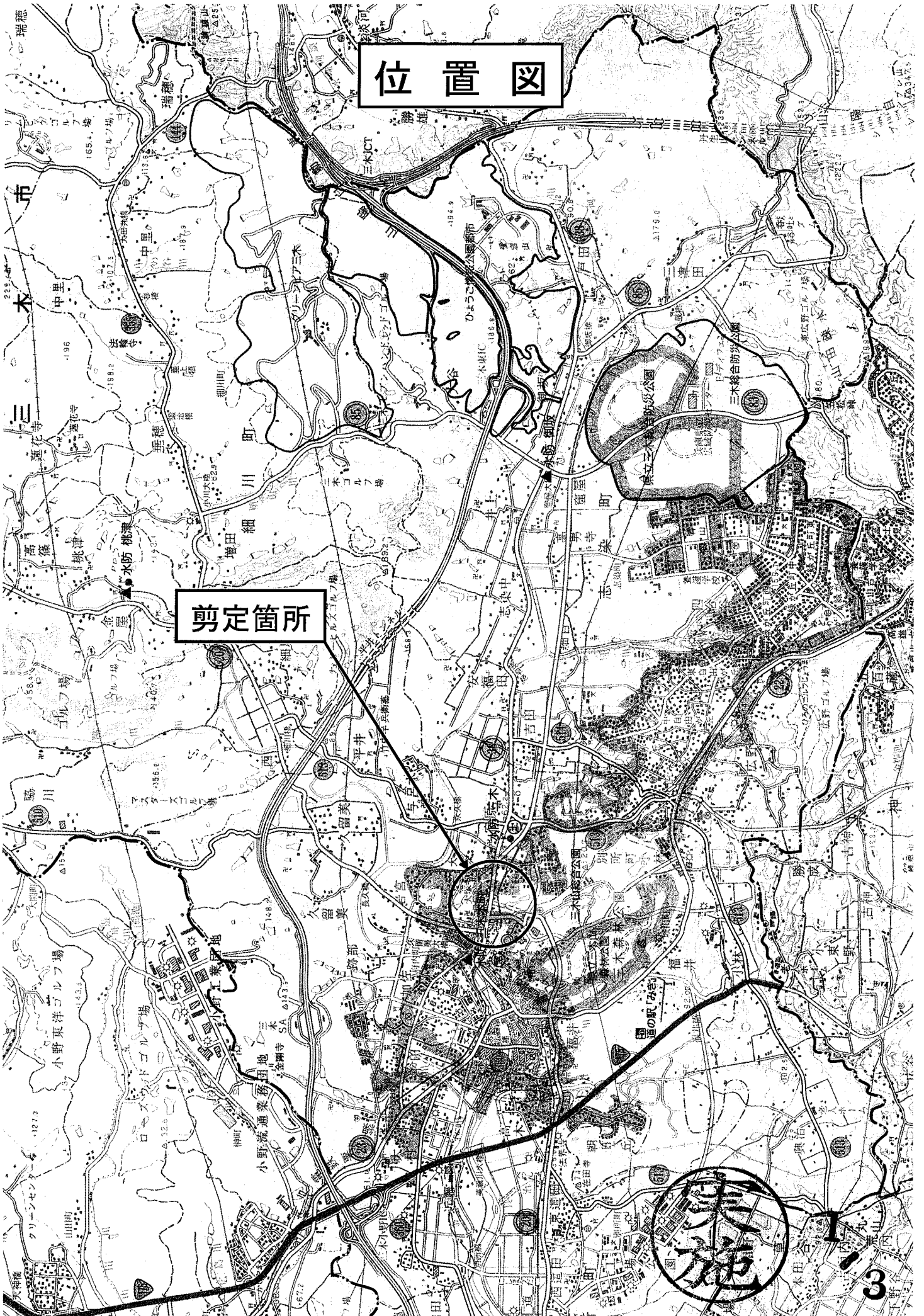
本特記仕様書および土木請負工事必携・土木工事共通仕様書・土木工事施工管理基準に記載のない事項および疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえその指示に従うものとする。

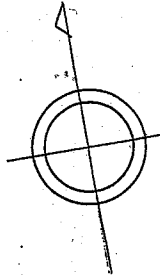
- ・請負者は、電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事用車両を使用しないこととする。
- ・大雨注意報等が発令された場合はパトロール班を待機させ、随時、パトロールを行い、異常が見つかった場合は至急報告すること。
- ・請負者は建設機械の運転に際し、アイドリングストップを励行しなければならない。

以上

位置図

剪定箇所

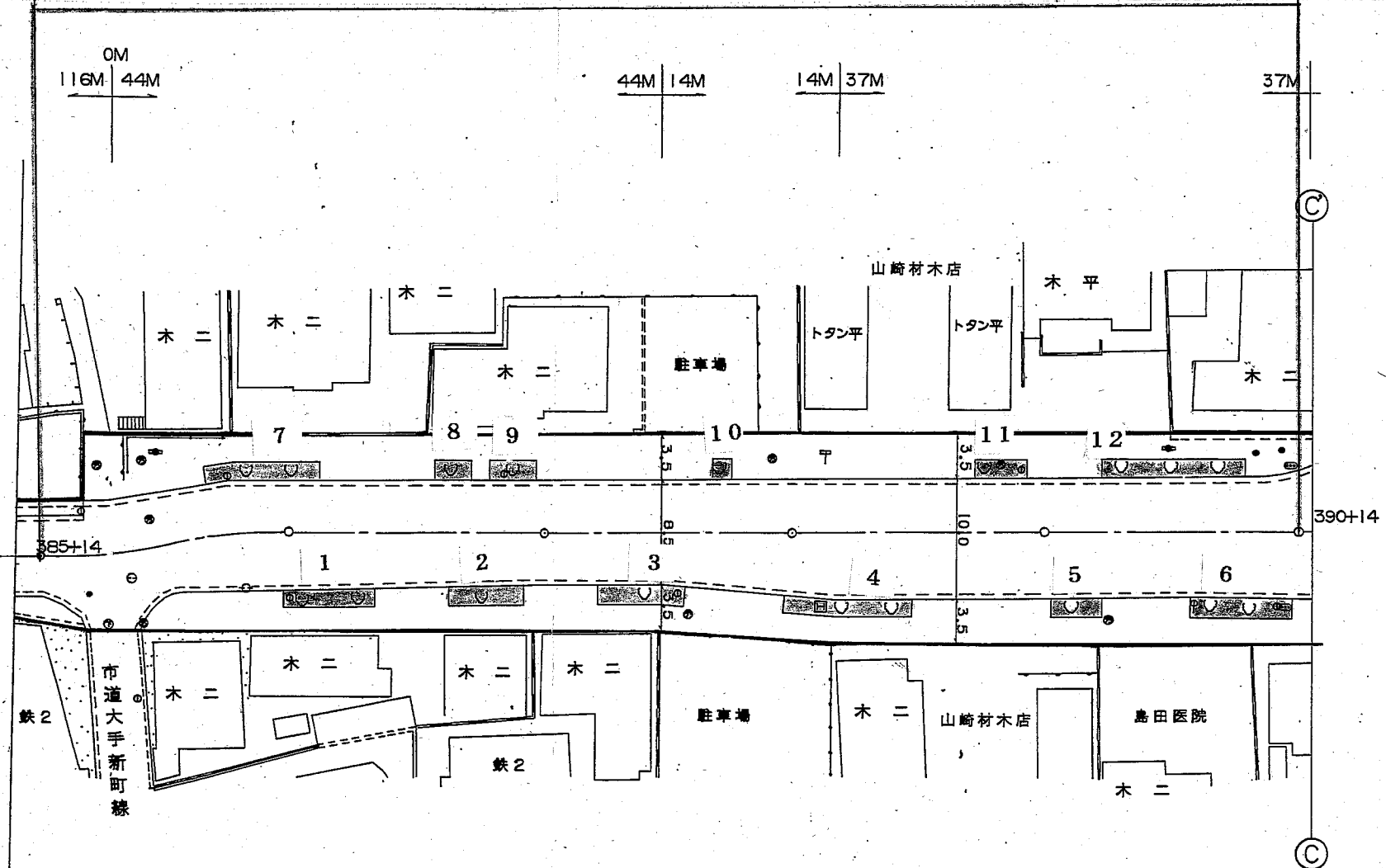




三 木 市

本 町 一 丁 目

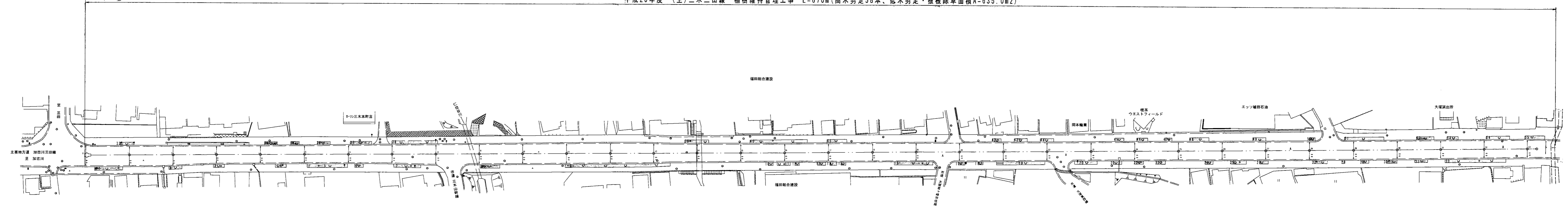
平成20年度 (主)三木三田線 植樹維持管理工事 L=100m (高木剪定9本、低木剪定・抜根除草作業面積A=108.9m²)



平成20年度 県単事業		植樹維持管理工事	
(主)三木三田線			
三木市本町			
平面図	2	基 全	3
縮尺 S=1:500			
兵庫県			



平成20年度 (主)三木三田線 植樹維持管理工事 L=670m(高木剪定58本、低木剪定・抜根除草面積A=635.0m²)



実施

平成20年度 植樹維持管理工事
(主) 三木三田線
三木市本町
平面図
縮尺 S=1:1000
兵庫 県